

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 氏名       | とら お たつ や<br>厩 尾 達 哉    |
| 学位(専攻分野) | 博 士 (文 学)               |
| 学位記番号    | 論 文 博 第 323 号           |
| 学位授与の日付  | 平 成 9 年 3 月 24 日        |
| 学位授与の要件  | 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当 |
| 学位論文題目   | 古 代 参 議 制 の 研 究         |

論文調査委員 (主 査)  
 教 授 鎌 田 元 一 教 授 大 山 喬 平 助 教 授 吉 川 真 司

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は8世紀初頭に成立した我国の議政官制度の一である参議制について、時代を古代に限定し、その成立と展開の過程を実証的に追求しようとしたものである。全体は緒言と結論のほか、2部10章で構成されるが、第一部「参議制の成立と展開」(第一章～第六章)が本論、第二部「参議制成立期の王朝と国家」(第七章～第十章)が補論としての役割を担っている。

緒言では、まず本論文の基本視角が参議の独自性(当初その名称も与えられず、官位相当性の埒外に置かれ、しかも四位以上帯位者のみをもその任用者としたことなど)に着目し、そのよって来る所以を解明する点に設定されていることを述べる。また、参議制という恒久的な政治制度を必要とした7世紀後半から8世紀にかけての天武王権およびこれを継承する王権が非正統的で脆弱な王権であったとする立場に立ちつつ、この王権と政治機構の関係についても補論的にふれる必要があるとする。

第一章「八世紀前半における参議の任用について」では、延喜式諸本付収「歴運記」参議項の「参議五十九人」なる記述を諸他の議政官の人数載とともに検討し、それらが天平宝字元年(757)8月から同3年(759)12月までのある時点を現在とする数字であること。そして、この時点までに参議に任用された者の実数が59人であったとすれば、8世紀前半においては今日統紀や公卿補任によって知りうる外にも実は相当数の参議が任用されていたせねばならぬこと。また、「歴運記」参議項所載の参議任用者実数が統紀・公卿補任と大幅に食い違うのは前者が桓式朝に縮小再編成される前の、さらには欠巻を生ずる前の「曹案」30巻ないしはその原史料に拠ったと考えられること。以上のことを明らかにして、統紀や公卿補任に基づく参議制研究には史料上限界が存することを指摘する。

第二章「参議制の成立」では、参議が8世紀初頭の特殊な政治事情によって成立した令外官であるとする竹内理三『「参議」制の成立』以来の通説、およびその他の所説の矮小性を批判しつつ、任用者の帯位が四位以上に限定されるのは何故かという視点と、諸他の官制同様、唐制との関係如何という視点を導入して、参議制が臨時的・便法的な権制などではなく、令制議政官制度と一体的に構想された恒常的な政治制度であったとする仮説を提示する。

第三章「初期参議の職掌について」では、始めに初期参議の職掌をめぐる瀧浪貞子の所説（「待問参議論」）を批判して、成立時参議の職掌「参議朝政」を国政の審議・合議であったとする通説を基本的には継承すべきことを確認した上で、「歴運記」参議項の「養老二年始宜論奏」を手がかりに、養老2年（718）に論奏参加という形で職掌拡大が行われるが、これは慶雲年間以降における太政官（狭義）機能の円滑化・充実化の方向の中でもたらされた変革であったことを明らかにする。このことは参議制展開過程において最初に訪れた重大な変化であったが、逆にそれまでの参議の職掌がきわめて限定的なものであったと想定されることも重要であるとする。

第四章「『参議』号成立考」では、諸史料に見える「参議」号の使用様態を検討し、当初大納言・中納言・知太政官事・無名参議の総称として使用されていた広義の「参議」が第三章で述べる養老2年の論奏参加を一つの契機として狭義化し、やがて天平17年（745）前後以降に「参議」号が自然定着的に成立すると推定する。また、参議が天平3年（731）に正官化したとする竹内理三以来の通説がもはや成立しないことをも主張する。さらにまた、職名を獲得した参議がより一層、職事官化してゆく道程を展望する。

第五章「参議宣旨職論小考」では、元慶6年7月1日式部省奏状中の文言に依拠して参議を宣旨職とする今江弘道以来の通説を取り上げ、これを奏状全体の文脈、当該文言の解釈、およびこの解釈を裏付ける兼字宣旨の実在を通して、全面的に否定する。その過程で、参議についても、他の議政官（職事官）同様、兼字宣旨の下給が遅くとも弘仁8年（817）には行われていたと指摘する。さらに、当初官職ですらなかった（それ故、本来的には除目官でもなかった）この地位が、前代の大臣の地位を継承する大臣や同じく王親の国政参与の伝統を継承する知太政官事とともに、より古いタイプに属することについても言及する。

第六章「元慶六年七月一日式部省奏状について」では、参議の職事官化を奏請した標題の奏状の内容と論理について、始めて本格的な検討を加え、本奏状が独自の史料価値を有することを明らかにするとともに、参議職事官化の実相に迫ろうとする。本奏状には参議職事官化の根拠たらしむべく、参議を職事官及いた明法勘文や当時の慣例等が挙げられているが、それらはいずれも限定された個別の問題への臨時的・便宜的対応として講ぜられたものであり、一つには参議自体が職事官以前に正式の官職ですらならないという要因と、今一つには法制上の職事官化（相当位の設定）が喫緊の問題となりにくいという要因に阻まれて、ついに職事官化にまで至らなかったと推定する。また、職掌拡大（第三章）・職名成立（第四章）といった重要な契機や過程を経て、8世紀後半以降参議が徐々に一般議政官化してゆき、やがてこの時期以降に出現する同質な「公卿」という階層の中に埋没してゆく道程も展望している。

第七章「律令国家と皇親」では、7世紀後半から8世紀半ばにかけての王権が王位篡奪者たる天武に連なる王権であり、該期においては非正統な王権故の脆弱性を克服する方途をとらざるをえなかったことを皇親と官僚機構との関係から論ずる。すなわち、皇親のうち、親王については、官職や使官から疎外され官僚機構を超越したという意味での非官僚性と、親王それ自体が大臣に匹敵し親王として朝堂に朝座を占めたという意味での政治性について指摘し、後者が大化前代の大王子弟の政治的地位を伝統的に継承したものであり、前者が天武朝における皇子号の成立にともない皇子が官僚機構の埒外において王権を圍繞しこれを擁護すべき特殊身分として位置づけられたことによるものであるとする。一方、諸王については、中央集権的律令国家の体制理念に基づき、天武朝以降官僚化せしめられたと推定する。

第八章「贈位の初歩的考察」では、天武・持統朝の贈位賜与が送葬直前の使者の派遣と贈位詔の宣読によって行われたこと、しかもこの賜与方法は後の儀式・延喜式におけるそれと基本的に同一であったとした上で、天武がかかる贈位制を唐の贈官制に倣って採用したことの意義について、君徳を有する中国的君主像への自己同一化とともに、それが壬申功臣を対象とした点から、唐朝初期の功臣顕彰の風に倣った可能性を指摘する。天武にとって、壬申功臣は唐の太原元従の勲臣らと同様に、いわば創業の功臣であったと論者は推測している。かような功臣顕彰を天武朝のみならず、持統朝・文武朝においても既定の方針として敢えて行わねばならなかった点に、武力をもって王位を篡奪した天武王権の異常性と非正統性を窺うことができると説く。

第九章「知太政官事小考」では、参議といくつかの点で類同する知太政官事について、竹内理三・井上光貞以下の諸説を検討し、この地位が参議同様、脆弱な王権を太政官内において擁護するために設けられた議政官であり、天武や持統に対して忠誠と団結を誓った王権の藩屏としての親王がその責務を果たすことを求められた地位であったとする。

第十章「国史管見二則」では、従来文意の通じ難かった書紀持統4年(690)7月甲申条の「二王以上」と続紀天平宝字5年(761)2月丙辰条の「降親王之礼」の釈義を試み、前者については、「朝堂に入ってきた二人目の王以上」と解釈すべきであり、持統4年段階において諸王が未だ官僚としてよりも、皇子に次ぐ皇親として位置づけられていたことを物語る一方で、諸王の官僚化が確実に進行していたことをも示唆していると説く。また、後者については、漢籍を下敷きにして書かれた述作であると指摘した上で、本条に見える「別預議政」の意味を改めて検討し、これが知太政官事同様、便法として設けられた親王のための議政官的地位であったとする。

結論では、本論文が明らかにした主要な点を第1部を中心に概述する。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、議政官制度の一として8世紀初頭に成立した参議制について、通常の官職とは異なる参議の独自性(当初その名も与えられず、官位相当制の域外におかれ、しかも四位以上帯位者のみをその任用者としたことなど)に着目しつつ、その成立と展開の過程を実証的に追求し、併せてそのような政治制度を必要とした7世紀後半から8世紀にかけての王権の性格について考察したものである。全体は2部10章に分かれ、緒言と結論が配されている。第一部「参議制の成立と展開」(第一章～第六章)が本論、第二部「参議制成立期の王権と国家」(第七章～第十章)が補論としての役割を担う。

参議の任命は史料上大宝2年(702)5月を以て嚆矢とするが、そもそも参議は令の官制に規定された官職ではなく、他に本官(職事官)を有する者をそのまま朝政に参議せしめるもので、「参議」は職名ですらなかった。この点をとらえ、従来参議については、これを成立したばかりの「新官制(大宝令制)」に収容し切ることのできなかつた旧氏族を新機構による政治機構に参加させるために案出された一時的な便法」とみる説が通説的位置を占めてきた。これは参議を大宝令制議政官組織成立後の現実の政治情勢に即応して創出されたいわゆる令外官とみる認識に立っているが、この点はこの「一時的便法」説を批判する二・三の説にあっても変わるところはない。論者はまずこの今日あたかも自明のことと化している認識そ

のものに鋭い疑問を投げかける。そして参議任用者の帯位がすべて四位以上であり、しかもその大半が四位であるという事実に着目、四位が前代の大夫層の冠位を継承するものであり、令制下にあっても唐制を継受した「三位以上一五位以上」の法制上の区分とは別に、伝統的階層としての「四位以上」の一体性が潜在していたことを明らかにし、さらに参議が唐の兼官宰相にならったものであることを論証して、参議制が当初より大宝令議政官組織と一体的に案出された恒常的な政治制度であったことを主張するのである（第一部第二章）。論は用意周到で極めて説得力に富むものであり、本論によって旧来の参議制に対する認識は一新されたものと評価できる。

ついで論者は初期参議の職掌を問題とし、従来ほとんど閑却されてきた「曆運記」参議項の記載「養老二年始宜論奏」に注目、これを手がかりに、養老2年（718）に論奏参加という形で職掌拡大が行われたこと、これは慶雲年間以降における太政官機能の円滑化・充実化の方向の中でもたらされた変革であったことを主張する（第一部第三章）。論者によれば、このことは参議制展開過程において最初に訪れた重大な変化であったが、逆にそれまでの参議の職掌はきわめて限定的なものであったと想定されることになり、本来の参議の性格について重大な問題を提起したものと言える。論者はこれを認め、初期参議は参議のみを職掌とし、奏宣にはあずからなかったとするが、史料の「論奏」を奏一般に解消してよいかどうかは問題もあり、なお慎重な検討を必要とする。さらに論者は職名としての「参議」号の成立についても検討を加え、諸史料に見える「参議」号の使用様態の詳細な分析に基づき、当初大納言・中納言・知太政官事・無名参議の総称として使用されていた広義の「参議」が、前述の養老2年の論奏参加を一つの契機として狭義化し、やがて天平17年（745）前後以降に「参議」号が自然定着的に成立すると推定する（第一部第四章）。参議が天平3年に正官化したとする通説の誤りを正す注目すべき研究である。参議を宣旨職とみなしてきた通説もまた本論文によって誤りであることが明らかにされた。論者は従来その根拠とされてきた元慶6年7月1日付式部省奏状の内容と論理について初めて本格的な検討を加え、上記通説を全面的に否定するとともに、参議職事官化の実相を追求し、ついに職事官にまでは至らなかったことを明らかにしている。また、前述した職掌拡大・職名成立といった重要な契機や過程を経て、8世紀後半以降参議が徐々に一般議政官化してゆき、やがてこの時期以降に出現する同質な「公卿」という階層の中に埋没してゆく道程をも展望している（第一部第五章・第六章）。

このように本論文は、参議制に関する旧来の通説がほとんどの点で信拠するに足りないものであることを示し、その成立と展開の過程のみならず、その歴史的性格についても飛躍的に認識を高めた重要な研究であるが、論者の参議制に対する理解には、さきにも少し触れた「曆運記」が重要な役割を果たしている。この書は『延喜式』諸本に付収されるもので、参議に関して他書に見えない重要な記述を含むものであるが、これまでほとんど利用されなかった。論者はその史料的性格に詳細な検討を加え、十分信拠するに足るものとしてその記載を重視するのである。前述の養老2年の記事に加え、「参議五十九人」なる記載についても、論者はこれを天平宝字元年（757）8月から同3年12月までのある時点を現在とする数字であると認定し、8世紀前半においては今日『続日本紀』や『公卿補任』によって知りうる外にも実は相当数の参議が任用されていたのであり、それらの史料に基づく参議制研究には史料上限界があることを認識しなければならぬとする重大な指摘を行っている（第一部第一章）。本論文はこの「曆運記」の積極的活用

にその一つの特徴を見いだすことができるが、逆にその点になお検討を要すべき問題を残しているとも言える。しかしそれも本論文の意欲的な姿勢のあらわれなのであり、本論文の価値をいささかも損なうものではない。本論文は参議制についての現在もっとも纏まった最高水準を示す研究として、今後長くかえりみられるものとなろう。なお、第二部では参議制が構想された政治的理由を探るべく、天武・持統朝を中心に、皇親と官僚機構、贈位、知太政官事等をめぐって考察を加え、当時の王権が非正統的で脆弱な王権であったとする見解を述べている。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、1997年12月9日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄らについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。